

うえぞの晋介議員に対する議員辞職勧告決議

名古屋市会は、うえぞの晋介議員に対し、議員の職を辞することを勧告する。

上記決議する。

(理 由)

先般、名古屋民主市会議員団所属のうえぞの晋介議員がアジア・アジアパラ競技大会のボランティア募集に対し、過去に名刺交換をした26人の個人情報をも本人の同意なく使用し、応募者リストを作成・提出していたことが発覚した。その際に、名刺の情報を流用するだけでなく、生年月日に至ってはうえぞの議員が想像して記入したことを本人が認めている。これは、個人情報の無断使用であり、人権侵犯との指摘もある悪質な事件である。その上、事件発覚当初、報道機関の取材に対し「故意ではない。手続上のミス」と虚偽の説明を行っていたことは、断じて見過ごすことのできない市民に対する重大な裏切りである。

ボランティアの本質が「自主的な参加」であることは言うまでもないが、愛知・名古屋2026大会ボランティア参加規約第15条には「ボランティアは、応募及び参加に当たっては、組織委員会及び開催都市が必要と認める本人確認を行うことに同意するものとします。」と掲げられている。名古屋市会アジア・アジアパラ競技大会推進議員連盟に所属するうえぞの議員がこの規約を知らなかったとすれば、無責任のそしりを免れない。

うえぞの議員は副議長職を辞したが、「議員は、高い倫理性を常に確立し、誠実かつ公正に職務を遂行する。」(名古屋市議会基本条例第3条第4号)や「議員は、自らの行動を厳しく律するとともに、市民の代表者としてふさわしい品位、識見を養わなければならない。」

(名古屋市会議員政治倫理綱領第2第4項)、「刑事事犯等の社会的に批判を受ける行為を行わないこと。」(同第3第1項第1号)等の規定に照らし、議員としての職責を全うすることは困難であると言わざるを得ない。

また、「会派の目標を達成しようと焦った」とうえぞの議員本人が述べているが、上記議連に所属している複数の会派でノルマを課していたとの報道や、うえぞの議員のリスト以外の方からの問合せも複数あることから、同様のケースがほかにもあるのではないかと不安に思う市民も少なくない。

このように、市民から負託を受けた議員が個人情報を無断で使用し、不正な応募者リストを作成したことは、議会に対する市民の信頼を著しく損なうものであり、名古屋市会としてこれを不問とすることは許されない。

よって、名古屋市会は、個人情報を無断で使用してしまった被害者の方々へ謝罪の意思を示すとともに、失われた議会への信頼を回復するため、うえぞの晋介議員に対し、議員の職を辞することを勧告する決議を行うものである。